

平成19年度分 市町村民税 減額申告書  
道府県民税



大阪府岸和田市

現住所	岸和田市長 様	大阪府岸和田市	個人番号 (記入しないでください)
	平成20年1月1日現在の住所		電話番号
提出年月日 平成20年 月 日	平成19年1月1日現在の住所	大阪府岸和田市 町	生年月日 明・大 昭・平
	フリガナ		
	氏名	印	

平成19年度分道府県民税及び市町村民税について、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第6条第1項及び第12号第1項の規定の適用を受けたいので、同法附則第6条第3項及び第12条第3項の規定により申告します。

- 備考 1 この申告書は、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以降にこの減額措置の適用を受けられる状態となったときは、当該状態となった日から1月を経過した日の前日）までの間に、平成19年1月1日現在における住所所在地の市町村長に対して提出してください。
- 2 「個人番号」の欄は、記載しないでください。

この減額申告書は、平成19年1月1日現在の住所所在地に  
平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に提出してください。

申告期間を過ぎると減額を受けることができません。

《記入例》

大阪府岸和田市

現住所	岸和田市長 様	貝塚市高月3-5-5	個人番号 (記入しないでください)
	平成20年1月1日現在の住所	貝塚市高月3-5-5	記入不要
提出年月日 平成20年 7月 8日	平成19年1月1日現在の住所	大阪府岸和田市 岸城 町 7番1号	電話番号 072-999-9999
	フリガナ	キシワダ タロウ	生年月日 明・大 昭・平
	氏名	岸和田 太郎	45.2.6

詳しくは裏面の案内をご覧ください。

# 平成 19 年度分 市町村民税・道府県民税 減額申告書について

## 【税源移譲時の年度間での所得変動による減額措置】

平成 19 年度の(平成 18 年中所得にかかる)市区町村民税・道府県民税(以下、住民税)所得割額(分離所得分を除く)の課税がある方で、平成 19 年中の所得が減少し、平成 19 年分の(平成 19 年中所得にかかる)所得税が課税されなくなったときなど(※参照)は、平成 19 年度の住民税の所得割額を、税源移譲時前の計算による税額まで減額できる場合があります。(均等割額は対象となりません)

この減額措置を受ける方は、平成 19 年度の住民税が課税された市区町村長に対し、

## 平成 20 年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの間に

「平成 19 年度分市町村民税 道府県民税 減額申告書」を提出してください。

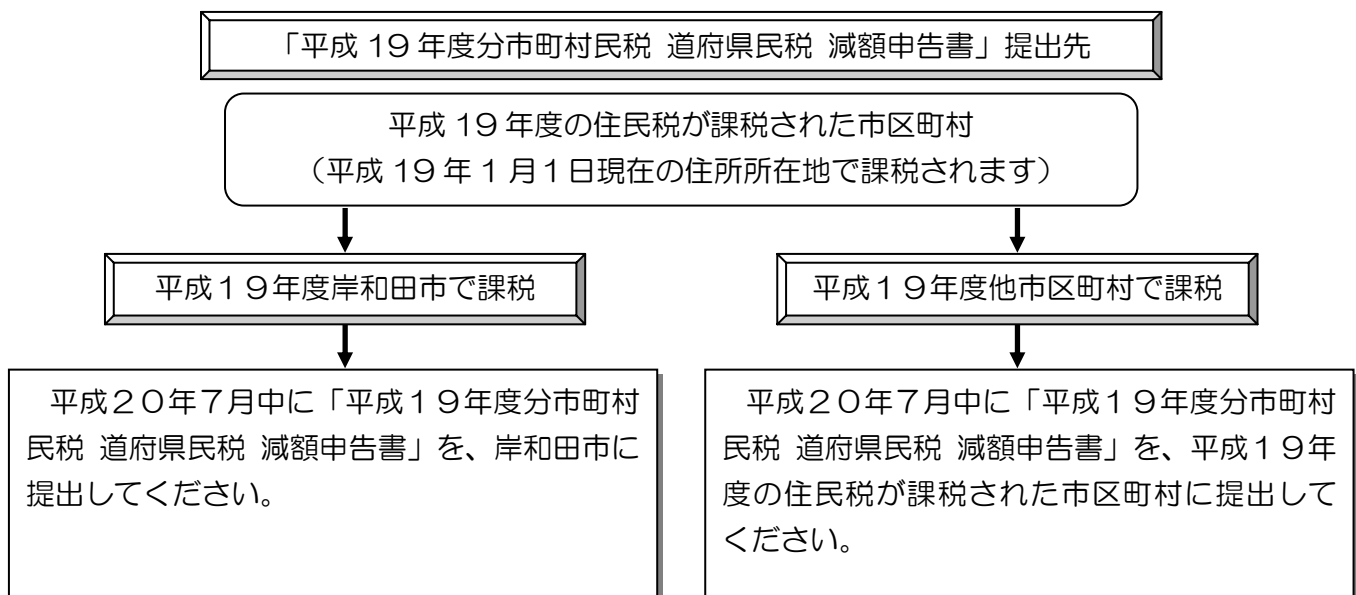
平成 20 年 7 月中に「平成 19 年度分市町村民税 道府県民税 減額申告書」の提出がない場合は、減額措置の適用を受けることができません。

## 必ず期限内に提出してください。

※ 平成 19 年分の所得税が課税されなくなったときでも、次のような方には減額措置は適用されませんのでご注意ください。

- ◆ 平成 20 年度の(平成 19 年中所得にかかる)住民税の課税所得金額(分離所得分を含む)が、所得税と住民税の人的控除の差の合計額を超える方。
- ◆ 寄付金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって、平成 19 年分の所得税が課税されなくなった方。
- ◆ 平成 19 年中に亡くなられた方や、海外に転出されて平成 20 年 1 月 1 日現在日本国内に居住されていない方。
- ◆ 平成 20 年度の住民税の申告をされていない方。

(非課税となる方でも、平成 20 年 1 月 1 日現在の住所地での申告が必要です)



- ◆ 問い合わせは岸和田市総務部市民税課、もしくは平成 19 年 1 月 1 日現在の住所所在地の市区町村住民税担当までお願いします。

【 問合せ先 】 岸和田市役所総務部市民税課 TEL : 072-423-9418・9419 (直通)